

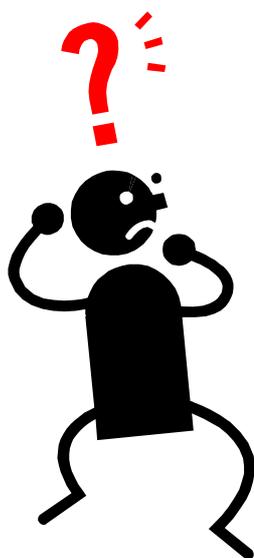
中小企業支援について

中小企業金融円滑化法の終了

金融機関に対し、貸付条件の緩和努力を求めた中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」といいます）が、今年3月31日で終了しました。

同法を利用した企業のうち、2割弱にあたる5～6万社で倒産のリスクがあると試算されるなど、**中小企業の資金繰りに大きな影響を及ぼすことが予想されています。**

現時点では大きな混乱はないものの、倒産企業数の増加を見越し、金融機関は備えを進めていると思われ、円滑化法の終了により、金融機関より約定どおりの返済を求められたら・・・との不安を抱える企業も多いのではないのでしょうか。



「中小企業金融円滑化法」が平成25年3月31日に終了し、新たな制度が導入されるなど、様々な取り組みが行われています。

経営革新等支援機関認定制度の開始

円滑化法の終了に伴い、企業によっては、今後の経営の改善策を示した「**経営改善計画**」を策定し、**その計画どおりの成長を自ら実現**することが求められるようになります。

そこで、昨年8月30日に、中小企業経営力強化支援法が施行され、「経営改善計画」作成等、より高度で専門的な経営支援を担う税理士や弁護士等のプロフェッショナルをその**認定支援機関**として認定する制度が創設されました。

この認定支援機関になるためには、以下の3つの基準を満たす必要があります。

- 税務、金融および企業の財務に関する専門的な知識があること
- 財務内容等の経営状況の分析等の指導および助言に一定の実務経験があること
- 長期かつ継続的に支援業務を実施するための組織体制や事業基盤があること

これらの基準を満たした支援機関に認定された専門家を是非ご活用ください！

詳しくは、関東経済産業局 HP をご覧いただくか、当事務所までお問い合わせ下さい。

消費税法の改正について

「税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。

はじめに

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。

ここでは、主な改正内容を解説します。

消費税の使途の明確化

消費税収入のうち国税部分については、毎年度、制度として確立された年金・医療・介護の社会保障給付・少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされ、消費税の使途が明確になりました。

消費税率の引き上げ

消費税率・地方消費税率について、以下のとおり**2段階**で引き上げられることになりました。

	消費税率	地方消費税率	合計
現行	4%	1%	5%
平成26年4月1日～	6.3%	1.7%	8%
平成27年10月1日～	7.8%	2.2%	10%

ただし、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引き上げの前に、経済状況などを総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げの停止を含め所要の措置を講ずることになります。

【任意の中間申告制度の創設】表1

直前の課税期間の 確定消費税額	現行	平成26年4月1日以後 開始する課税期間（※）
4,800万円超	年11回	年11回
400万円超	年3回	年3回
48万円超	年1回	年1回
48万円以下	中間申告義務なし	任意の中間申告（年1回が可能）

※個人事業者は平成27年分から

任意の中間申告制度の創設

これまで、直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者は、中間申告の対象ではありませんでした。

しかし、任意に中間申告書を提出する旨を記載した届出書を提出した場合は、自主的に中間申告・納付ができるようになりました。（表1参照）

任意の中間申告制度を適用した場合、**中間申告対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内**に、所定の事項を記載した中間申告書を提出します。また、その申告に関する**消費税額・地方消費税額を併せて納付**する必要があります。

なお、期限までに納付されない場合には、**延滞税**が課される場合があるのでご注意ください。



登録免許税の軽減措置の延長について

平成 25 年度の税制改正により、登録免許税の軽減措置を適用する期限が延長されました。

はじめに

平成 25 年度の税制改正により、登録免許税の軽減措置を適用する期限が延長されました。ここでは、登録免許税の概要と、延長された軽減措置の内容を紹介します。

登録免許税の概要

登録免許税とは、登録免許税法に基づいて、登記・登録・特許・免許・許可・認可・指定・技術証明について課せられる国税のことです。

登録免許税が課税されるものは、登録免許税法に列挙されており、主に以下のものがあります。

- 不動産の権利の登記
- 船舶の登記
- 航空機の登録
- 人の資格の登録または証明

不動産登記の場合、**固定資産台帳に登録されている価格が課税標準**となり、その課税標準に税率を乗じることにより登録免許税額が算定されます。税率は、取引の内容に応じて定められています。

1. 土地の売買による所有権移転登記など

登記の種類	税率
所有権の移転の登記	2%
所有権の信託の登記	0.4%

2. 住宅用家屋の所有権の保存登記

登記の種類	税率
所有権の保存の登記	0.4%

3. 住宅用家屋の所有権の移転登記

登記の種類	税率
所有権の移転の登記	2%

平成 25 年度の税制改正

前項に記載した税率は登録免許税法に基づくものですが、これまでは租税特別措置法により軽減税率が定められていました。

この軽減措置の適用は平成 25 年 3 月 31 日で廃止される予定でしたが、平成 25 年度の税制改正により軽減措置の適用期限が **2 年延長**され、**平成 27 年 3 月 31 日まで**となりました。

1. 土地の売買による所有権移転登記など

登記の種類	税率（軽減措置）
所有権の移転の登記	1.5%
所有権の信託の登記	0.3%

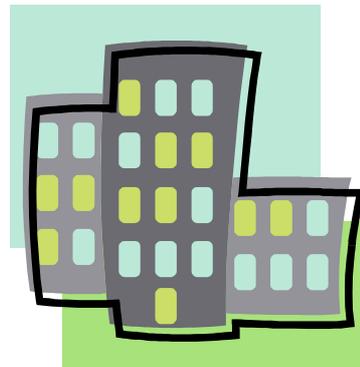
2. 住宅用家屋の所有権の保存登記

登記の種類	税率
所有権の保存の登記	0.15%

3. 住宅用家屋の所有権の移転登記

登記の種類	税率
所有権の移転の登記	0.3%

軽減措置の適用にあたっては、登記の申請書に所定の書類を添付する必要がありますのでご注意ください。

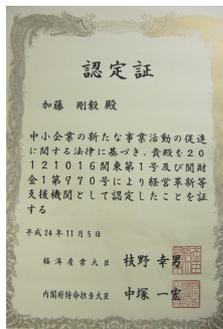


当事務所からの お知らせ

法律・税務のご相談がございましたら、
お気軽に当事務所までお問い合わせく
ださい。

経営革新等支援機関に認定！

国は、『中小企業経営力強化支援法』
に基づき、事業再生の専門家として
政府認定の税理士や弁護士が経営再
建を支援する「経営革新等支援機関
認定制度」を設け、当事務所の弁護
士加藤剛毅が、いち早く第1号認定
を受けました！



事業再生に関して、初回1時間無
料相談を実施しておりますので、
お気軽にご相談下さい。

専門サイト情報

**「中小企業のための事業再生」に関する専門サイトがオー
プンしました！**

弁護士には、破産を考えた時に相談すると思っていませんか？

事業再生も弁護士の重要な仕事の1つです。

当事務所では、積極的に事業再生に取り組んでおりますので、是非HPをご覧ください。

～当事務所へのお問い合わせについて～

『PLUS ALPHA NEWS』では、最新の法令等の情報をお知らせするだけでなく、当事務所を少しでも身近に感じていただくコミュニケーションツールとしても活用していきたいと考えておりますので、よろしくご挨拶致します。

事務取扱い

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階

弁護士法人アルファ総合法律事務所

TEL 04-2923-0971

HPは [アルファ総合法律事務所](#) で検索！

法律・税務顧問契約に関する相談無料

日常業務の中で、ちょっと弁護士に相談できれば・・・と
思うことはございませんか？

- 毎月の顧問料が不安
- ちょっと聞きたいだけで弁護士に相談は大げさかも
- 相談するような件が年に数回しかないから・・・

このように考えている方は多いのではないのでしょうか。

当事務所では、月々15,750円(税込み)から顧問サ
ービスプランをご用意しております。

顧問契約に関する弁護士とのご相談は随時無料となっ
ておりますので、是非ご検討下さい！

労働問題無料法律相談実施中

毎月1回「特別法律相談会」として、労働問題に関する相
談日を設けています。

未払賃金請求や不当解雇など、雇用者と労働者の間で発生
する問題につき、立場を問わず、幅広くご相談対応を行っ
ております。

相談料は、初回に限り1時間まで無料でご相談いただくこ
とが可能です。